

## 千葉県理美容店感染症対策協力金支給要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大に伴い、大きな影響を受けている市内における生活必需サービスの一つである理美容業に対し、新型コロナウイルス感染症経済対策の一環として利用促進を行う中で、新型コロナウイルス感染症予防を目的とし、千葉市の指針に基づき新型コロナウイルス感染症対策に協力した当該業種の事業者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、協力金を支給する。

### (支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、千葉市内に主たる事業所又は従たる事業所を有する法人又は個人事業主等であり、前条で定める本事業の趣旨に適合する者とし、申請時点で次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 理容師法（昭和22年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、千葉市内で理容所又は美容所を開設している者
- (2) 千葉市が示す「理容所・美容所の新型コロナウイルス感染症対策10か条」及び「理容所・美容所における新型コロナウイルス感染症対策実施例」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を実施している者
- (3) 千葉市が実施する理・美容店向け利用促進事業に参加する者
- (4) その他、関係する法令等の規定を遵守していること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者に該当しないものとし、支給期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支給対象者の資格を失うものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に係る者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

### (給付額、給付申請期間)

第3条 給付金の給付額及び給付金申請期間は、次のとおりとする。

- (1) 給付額は、1事業所あたり3万円とする。
- (2) 前号の事業所とは、1区画を占めて経済活動を行っている場所をいう。同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それぞれの事業所ごとに給付申請をすることができる。

(3) 給付金申請期間は、千葉市が実施する理・美容店向け利用促進事業の参加募集期間とする。

2 前項1号、2号の規定にかかわらず、千葉市が実施する理・美容店向け利用促進事業において、助成上限額の引き上げなど、感染症対策に要する経費が追加的に要することが認められる場合にあっては、前項第1号に定める給付額について、1万円を限度に加算することができる。

#### (給付の申請)

第4条 支給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、給付申請期間内に、千葉市理美容店感染症対策協力金申請書(様式第1号。以下、「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 理容所検査確認証又は美容所検査確認証の写し

(2) 千葉市が示す新型コロナウイルス感染症対策を実施していることを示す書類(店舗内の状況が分かる写真等)

(3) 誓約書(様式第2号)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 支給対象者は、前項で定める申請書にて代理人を定める場合、申請等を委任することができる。

3 市長は給付金の支給予定額が、予算の範囲を超えると判断した場合は、給付申請の受付を終了することができる。

4 第3条第1項第3号で規定する期間以外における申請は、すべて無効とする。

#### (代理一括申請)

第5条 市長は前条第2項で定める支給対象者が定めた代理人が、次の各号を全て満たす場合において給付の一括申請を認めることができる。

(1) 一括申請を行う者が、複数の支給対象者から委任を受けていること。

(2) 一括申請とすべき合理的かつ明確な理由があること。

(3) 一括申請を行う者が第1条で定める趣旨を達成するうえでふさわしいと認められること。

2 前項の規定により一括申請を行うことが認められた者は、一括申請の運用について事前に千葉市と書面にて合意しなければならない。

3 代理人が一括申請を行う場合は、千葉市理美容店感染症対策協力金一括申請書(様式第1号の2。以下、「一括申請書」という。)により、委任を受けた申請書及び第4条第1項各号で定める書類並びに代理一括申請台帳(様式第1号の3)を添付し、市長に提出することとする。

#### (支給の審査)

第6条 市長は第4条又は前条の規定による支給の申請があったときは、提出書類等により次の各号に掲げる項目を審査するものとする。

(1) 支給の申請をする者が第2条各項で定める規定による要件を満たしていること。

(2) 支給申請内容に誤りがないこと。

2 市長は必要に応じて各種調査を行うものとし、支給対象者は調査に協力しなければならない。

#### (支給の決定及び通知)

第7条 市長は、前条で定める審査により、支給の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、千葉市理美容店感染症対策協力金支給決定兼額確定通知書（様式第3号）により支給対象者へ通知するものとする。
- 3 前項の規定について、第5条第3項の規定により代理人が一括申請を行った場合は、千葉市理美容店感染症対策協力金一括支給決定兼額確定通知書（様式第3号の2）により代理人へ通知するものとする。
- 4 市長は、審査の結果、給付金を支給しない決定をしたときは、千葉市理美容店感染症対策協力金不支給決定通知書（様式第3号の3）により、支給対象者へ通知するものとする。

#### （支給の請求）

第8条 前条第2項の規定により給付金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、千葉市理美容店感染症対策協力金支給請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）に振込先口座の分かる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 第5条第1項の規定により一括申請を行うことが認められた者は、千葉市と書面等で合意した場合に限り一括請求をすることができる。一括請求は千葉市理美容店感染症対策協力金一括支給請求書（様式第4号の2。以下「一括請求書」という。）に振込先口座の分かる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

#### （支払）

第9条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、請求書の内容を確認のうえ、適当と認めるときは、速やかに支給決定者へ給付金を支払うものとする。

- 2 市長は、前項の規定に関わらず前条第2項の規定により一括請求があった場合は、一括請求を認められた者に給付金を支払うものとし、一括請求を認められた者は速やかに支給決定者へ給付金を支払うものとする。

#### （決定の取消）

第10条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消すことができるものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により給付金を受給したとき
- （2） 法令又はこの要綱に違反した場合

- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合は、規則第17条第3項において準用する第6条の規定により、千葉市理美容店感染症対策協力金支給決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

#### （返還命令）

第11条 市長は、前条の規定により支給の決定を取り消したときは、規則第18条の規定により、既に支払った給付金の全部について、期限を定めて支給決定者に対し、その返還を請求するものとし、支給決定者はその請求に応じて返還しなければならない。

- 2 前項の規定による返還命令は、千葉市理美容店感染症対策協力金返還命令書（様式第6号）によるものとする。

(支給台帳)

第12条 市長は、千葉市理美容店感染症対策協力金支給台帳(様式第7号)を作成して、給付金の支給状況について記帳し、整理するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月13日から施行する。

千葉市理美容店感染症対策協力金申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住 所

法 人 名

代表者名



※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、記名押印すること。

千葉市理美容店感染症対策協力金支給要綱第4条の規定により、千葉市理美容店感染症対策協力金を受給したいので、次のとおり申請します。

対象となる事業所	
対象となる事業所の種類	
対象となる事業所の住所	
担 当 者 名	
連 絡 先	
添 付 書 類	(1) 理容所検査確認証又は美容所検査確認証の写し (2) 千葉市が示す新型コロナウイルス感染症対策を実施していることを示す書類（店舗内の状況が分かる写真等） (3) 誓約書（様式第2号） (4) その他市長が必要と認める書類

（千葉市理美容店感染症対策協力金申請に関する委任欄） 私は、千葉市理美容店感染症対策協力金申請に関し下記の者を代理人と定め、千葉市理美容店感染症対策協力金支給要綱に基づく協力金の申請、請求及び受領並びに返還に関する一切の権限を委任します。	
（委任者・申請者） 住所 氏名	（受任者・代理人） 住所 氏名
（法人名・代表者名）	（法人名・代表者名）
※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、記名押印すること。	

千葉市理美容店感染症対策協力金一括申請書

（あて先）千葉市長

申請者 住 所

法 人 名

代表者名

㊞

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、  
記名押印すること。

千葉市理美容店感染症対策協力金支給要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 協力金の申請額 円

2 委任件数 件

3 添付書類

（1）代理一括申請台帳（様式第1号の3）

（2）千葉市理美容店感染症対策協力金申請書（様式第1号）及び添付書類（第4条第1項各号）一式

（3）その他市長が必要と認める書類



## 誓 約 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名

㊞

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、  
記名押印すること。

千葉市理美容店感染症対策協力金申請に関し、以下に掲げる全ての項目について、事実と相違ないことを誓約します。なお、誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、支給された千葉市理美容店感染症対策協力金を全額返還すること、事業所名及び所在を公表すること、他の千葉市補助金等の交付に関する申請を行うことができないことを同意します。千葉市が実施する理美容店促進事業においても本誓約書に掲げる全ての事項について準用することに同意します。

- 1 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽がないこと。
- 2 千葉市が示す新型コロナウイルス感染症対策を行っていること。（裏面チェックリスト）
- 3 虚偽又は不正な手段により協力金を受給しないこと。
- 4 関係する法令等の規定を遵守していること。
- 5 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - （1）役員等（非常勤を含む役員・監査役及び支配人並びに営業所の代表者、及び市との取引上の一切の権限を委任された代理人（以下「役員等」という。））が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。
  - （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - （3）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
  - （4）役員等が、暴力団や暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持や運営に協力又は関与していると認められる者。
  - （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- 6 役員等に、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 7 第4項及び前項に該当することとなった場合には、直ちにその旨を届けること。また、該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、千葉市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、支給の決定を取り消されても、何ら異議の申し立てを行わないこと。
- 8 本誓約書を千葉県警察に提供することに同意すること。



## 新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

- 毎日、従事者の健康状態を確認し、体調不良者は出勤していません。
- 従事者の健康状態を確認し、体調不良者は出勤していません。
- 施設内を十分に換気しています。
- 肌に触れる器具や布類は、客一人ごとに消毒した清潔なものを使用しています。  
(消毒は、法令で定められた方法で正しく行っています)
- 椅子やカウンターなど、お客様が触れる設備を定期的に消毒しています。
- お客様同士の間隔が空くようにご案内しています。
- 施術中の会話は控えめに、対面での会話は最小限にしています。
- 体調がすぐれないお客様には、来店を控えるようお願いしています。
- お客様にも、入店時の手指消毒や咳エチケットへのご協力をお願いしています。
- 感染症発生時に備え、顧客名簿（利用者名簿）を整備し、お客様と連絡が取れるようにしています。  
また、個人情報の取り扱いには十分に注意しています。

千葉市理美容店感染症対策協力金支給決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市理美容店感染症対策協力金について、千葉市理美容店感染症対策協力金支給要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定したので千葉市理美容店感染症対策協力金支給要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

受付番号	号	対象となる事業所	
支給額	円		
注意事項	虚偽の申請その他不正な行為により給付金の支給決定や支払いを受けたときは、返還を求める場合があります。		

(教示)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市理美容店感染症対策協力金一括支給決定兼額確定通知書

年 月 日付けで一括申請のあった千葉市理美容店感染症対策協力金について、千葉市理美容店感染症対策協力金支給要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり決定したので同条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 ⑩

記

- 1 決定条件 別紙のとおり

千葉市理美容店感染症対策協力金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市理美容店感染症対策協力金について、千葉市理美容店感染症対策協力金支給要綱第7条第1項の規定により、次のとおり決定したので千葉市理美容店感染症対策協力金支給要綱第7条第4項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 ⑩

受付番号	号	対象となる事業所	
却下理由			

（教示）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市理美容店感染症対策協力金請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

請求者 住 所  
法 人 名  
代表者名

㊟

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、  
記名押印すること。

年 月 日付けで支給決定のあった千葉市理美容店感染症対策協力金について、千葉市理美容店感染症対策協力金支給要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

対象となる事業所		
請求金額		円
振込先口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	口座名義 (カタカナ)	
	口座名義 (漢字)	
添付書類	振込先口座の分かる書類	

千葉市理美容店感染症対策協力金一括支給請求書

（あて先）千葉市長

請求者 住 所

法 人 名

代表者名

㊟

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、  
記名押印すること。

千葉市理美容店感染症対策協力金支給要綱第8条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 協力金の請求額 円

2 委任件数 件

3 添付書類

- (1) 千葉市理美容店感染症対策協力金支給決定兼額確定通知書の写し
- (2) 振込先口座のわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

対象となる事業所		
請求金額		円
振込先口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	口座名義 (カタカナ)	
	口座名義 (漢字)	

住 所

名 称

代 表 者 名 様

千葉市理美容店感染症対策協力金決定取消通知書

年 月 日付で通知した千葉市理美容店感染症対策協力金支給決定の全部（一部）を下記のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 協力金の支給決定額 | 円 |
| 2 取 消 額     | 円 |
| 3 取消後の支給決定額 | 円 |
| 4 取消の理由     |   |

（教示）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所

名 称

代表者名 様

千葉市理美容店感染症対策協力金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項（又は第2項）の規定により、既に支給した千葉市理美容店感染症対策協力金について、下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

印

記

- 1 協力金の交付額 円
- 2 返還すべき金額 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還を命ずる理由
- 5 返還方法

（教示）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。



